

アレルギー疾患対策の方向性等

平成17年10月31日付 健康局疾病対策課長、
生活衛生課長、医薬食品局食品安全部基準審査課長、
雇用均等・児童家庭局母子保健課長連名通知
都道府県等、関係学会、関係団体あて発出

第1 趣 旨

アトピー性皮膚炎、気管支喘息、アレルギー性鼻炎及び食物アレルギー等のアレルギー疾患については、皮膚、呼吸器及び目鼻のいずれかにアレルギー様症状があった者が調査対象全体の36%（保健福祉動向調査（平成15年））に上るなど、国民にとって関心の高い疾患となっている。さらに、アレルギー疾患については、効果的な対症療法はあるものの、根治的な治療法が確立されていないため、必ずしも患者の生活の質（Quality Of Life: QOL）の維持・向上が図られていない。

また、国においては、これまでアレルギー対策として、研究の推進や研究成果を活用した普及啓発等を実施してきたものの、必ずしも戦略的に実施されていない上、都道府県等におけるアレルギー対策には格差があるなど、我が国におけるアレルギー対策は必ずしも十分なものとはいえない。

このような認識の下、本方向性等は、今後5年程度のアレルギー疾患対策の方向性等を示すこと等によって、国を始め、地方公共団体及び関係団体等におけるアレルギー対策が戦略的に推進されることを促そうとするものである。

第2 基本的方向性

1 当面のアレルギー対策の目標

アレルギー疾患の予防法及び根治的治療法が未確立である現状においては、アレルギー疾患患者のQOLの維持・向上を図るために、重症化を予防するための医療の提供及び適切な自己管理が非常に重要である。なお、患者本人又は家族（以下「患者等」という。）による適切な自己管理を可能とするためには、患者等が、身近なかかりつけ医を始めとする医療関係者等の支援の下に、必要な情報提供・相談を受ける機会を得ることにより、適切な自己管理の手法¹を正しく理解し、取り組む環境を確保することが必要である。

このため、国は、予防法及び根治的治療法の研究開発を長期的な観点から引き続き着実に取り組む一方、今後5年程度を目途に、当面のアレルギー疾患対策の目標

¹自己管理の手法：主に、①生活環境の改善（食物、住環境等に関する抗原回避や、禁煙等）、②疾患状態の客観的な基準に基づく自己評価、③救急（喘息発作、アナフィラキシショック等）時の対処法、等を指す。

として、アレルギー疾患を「自己管理が可能な疾患」とすることを掲げ、地方公共団体との役割分担と連携の下に、関係団体等の協力を得ながらともに取り組むこととする。

2 取り組むべき施策の柱

1の目標を達成するためには、従前の研究開発中心の対策から、今後は、国、地方公共団体及び関係団体等が適切な役割分担の下、(1)医療提供等の確保、(2)情報提供・相談体制の確保、(3)研究開発等の推進を、取り組むべき施策の柱に据えることが必要であり、今後5年程度、それぞれについて以下の方向性で取り組んでいく。

(1) 医療提供等の確保

患者等に身近なかかりつけ医を中心としながら、症状の安定時にはかかりつけ医において、重症難治例や著しい増悪時等には専門医療機関において、適切な対応がなされるよう、かかりつけ医と専門医療機関の円滑な連携による医療提供等の確保を図る。

また、関係団体等の協力を得ながら、診療ガイドライン、専門的な医学情報の普及、アレルギー診療に精通した人材の育成を進めることにより、診療レベルの均てん化を図る。

○ 喘息死等を予防する医療体制：「喘息死ゼロ」を目指して

喘息死は、アレルギー関連死の約99%を占める（人口動態統計（平成15年））ことから、医療提供等の確保にあたっては、次の方針で行うこととする。

喘息死の原因としては、症状の認識不足、不定期受診等の患者側の問題と、診療側に診療ガイドラインの利用が十分に浸透していない等の問題が挙げられている。喘息死を防ぐために、地域において、診療所と救急病院²との連携を図るとともに、適切な治療法、自己管理手法等の普及を行う。また、医師－患者間の情報共有等を図るため、患者に常に患者カード³を携帯してもらうことを推奨する。

(2) 情報提供・相談体制の確保の方向性

患者等に対する、①アレルギー疾患に係る正しい知識・情報、②医療機関に関する情報、③適切な自己管理の手法についての普及啓発や相談体制の確保を行う。

(3) 研究開発等の推進の方向性

①当面（今後5年程度）の目標と、②長期的な目標とを明確に設定し、研究開発をより戦略的に推進する。また、医薬品等の開発促進等についても、引き続き取り組む。

²救急病院においては、医療機器の重装備化をすることなく急性発作時の初期対応が可能となることもあり、アレルギー専門の医師の確保がなされれば、基本的に医療圏単位で確保されることが望ましい。

³かかりつけ医以外が、喘息等の緊急時に医療を行う際に必要な情報（①患者のかかりつけの病院名や合併症の有無、②ステロイド剤等の薬剤の投与の有無、③副作用が認められた薬剤名、④救急時の治療と禁忌事項など）を記載したカード。

なお、国が進めていくべき研究課題は、事前評価委員会の意見も踏まえ、民間企業との役割の違いを認識した上で、採択されることが求められる。この際、テーマの類似している研究課題は統廃合を進める必要があるとともに、政策的課題に関連するテーマを明確化し、公募課題に反映させる研究開発推進体制を構築する。

3 国と地方公共団体との役割分担と連携

国は、引き続き研究開発等の推進を図るとともに、地方公共団体が医療提供等の確保や情報提供・相談体制の確保の取り組みを進められるよう、研究の成果等について情報提供するなど技術的支援を中心に担うことが必要である。

地方公共団体のうち都道府県は、医療提供等の確保を図る上で中心的な役割を担うとともに、情報提供・相談体制の確保については、市町村・関係団体等と連携し、情報提供・相談の対象者や内容等に応じて、地域における普及啓発に取り組むことが必要である。

このような国と地方公共団体における役割分担の下、厚生労働省は患者団体、日本医師会、日本アレルギー学会及び日本小児科学会等の関係団体並びに関係省庁と連携してアレルギー対策を推進していくことが必要である。

第3 今後5年程度におけるアレルギー疾患対策

第2の2における取り組むべき施策の柱については、国と地方公共団体の役割分担を明らかにしつつ、具体的に展開していく。

1 医療提供等の確保

(1) 国の役割

○ 診療ガイドラインの普及

国は、関係団体等の協力を得て、診療ガイドラインの普及を進めることにより、医療機関における診療レベルの均てん化を図る。なお、診療ガイドラインは、学術等の進歩に応じ、随時改訂を図るものとする。

○ 人材の育成

アレルギー疾患（喘息発作やアナフィラキシーショック等）の診療経験は、プライマリケアの基本的診療能力として、その正しい知識及び技術の修得に資するものであり、臨床研修において現在、アレルギー疾患が経験目標の1疾患として取り上げられているところであるが、さらにアレルギー疾患の診療に精通した人材の育成を図るため、国は関係団体等に対し以下のとおり協力を依頼する。

- ① 日本医師会に対して、医師の生涯教育におけるアレルギー疾患に係る教育

の一層の充実

- ② 日本薬剤師会及び日本栄養士会等の職能団体に対して、各種研修におけるアレルギー疾患に係る教育の一層の充実
- ③ 日本アレルギー学会等の関係学会に対して、アレルギー専門の医師が地域によっては不足しがちであること及び小児アレルギー診療に携われる医師の確保が必要であるとの意見があることに鑑み、専門の医師の育成の促進

(2) 地方公共団体の役割

○ 診療ガイドライン等の普及、適切な地域医療の確保

都道府県は、学会等が作成した診療ガイドライン等の普及を進めるとともに、重症難治例や著しい増悪時には、専門的な対応が必要とされることから、医療圏毎にアレルギー診療の専門機能を有している医療機関を確保することや、これらを支援できるよう、都道府県単位を基本に、集学的な診療体制を有している病院を確保することが望まれる。このため、地域における医療提供体制（身近なかかりつけ医－専門医療機関－集学的医療機関の確保とこれらの連携）の確保を図ることが求められる。なお、重症難治例等に至らずとも一次医療機関で対応できる分野については、地域の事情によっては診療所等間の連携体制の構築についても留意する必要がある。

○ 地域の関係団体等との連携

適切な地域医療を確保する観点から、地域保健医療協議会等を通じ、地域医師会等の関係団体等との連携を十分に図ることが必要である。

2 情報提供・相談体制の確保に係る具体策

(1) 国の役割

○ ホームページ等による情報提供

国は、厚生労働科学研究等の活用により、関係学会等と連携しながら、アレルギー疾患に係る正しい知識・情報を収集し、ホームページ及びパンフレット等を通じて、患者等を含む国民にとって必要な①アレルギー疾患に係る正しい知識・情報⁴、②医療機関に関する情報、③適切な自己管理の手法、を普及啓発するための施策（相談体制の確保を含む。）を行う。

○ アレルギー物質を含む食品に関する表示

アレルギー物質を含む食品に関する表示についても、科学的知見の進展等を踏まえ、表示項目や表示方法等の見直しを検討していく。また、これらの取組

⁴例えば、生活環境等に関する情報（アレルギー物質を含む食品に関する表示やシックハウス症候群等について、患者が適切な生活環境を確保できるような情報等）、適切な治療、薬剤に関する情報、研究開発の成果等に関する最新の診療情報など

みについて、地方公共団体、関係団体等、医療関係者に対してパンフレットの作成等を通じ、適宜情報提供する。

○ 教育教材の作成等

適切な自己管理の手法（③）については、診療ガイドラインによる医療関係者への情報提供に加え、患者等にも理解しやすい一般向け教育パンフレット等を様々なアレルギー疾患毎に作成し、都道府県等や関係団体等に情報提供する。

○ 研修会の実施

地域ごとの相談レベルに格差が生じないように、都道府県等における相談体制の確保を支援するため、都道府県等の保健師を対象に「リウマチ・アレルギー相談員養成研修会」及び「シックハウス担当職員研修会」等の相談員養成研修会を引き続き実施する。

○ 専門医療機関等を対象とする相談窓口の設置

独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センターにおいて専門医療機関等を対象とする相談窓口を設置する。

(2) 地方公共団体の役割

○ アレルギー疾患に係る情報提供

アレルギー疾患に係る正しい知識・情報（①）については、国が提供する情報を活用しつつ、それぞれの地域における情報提供・相談の対象者や内容等に応じ、市町村・関係団体等と連携し、地域の実情等に応じた普及啓発に取り組むことが重要である。

○ 医療機関に関する情報提供

都道府県等においては、都道府県医師会等の協力を得ながら、医療機関に関する情報（②）を住民に対して提供することが望ましい。

○ 適切な自己管理の手法に係る情報提供

適切な自己管理の手法（③）については、診療ガイドライン、一般向け教育パンフレット等の医療機関への普及を進めるとともに、市町村においても、地域保健活動（乳幼児健診、各種研修会等）の際に、また、学校（PTA等）・保育所⁵等に、一般向け教育パンフレット等を配布し、適切な自己管理手法の普及を図ることが望ましい。

○ 相談体制の確保

相談体制の確保については、一般的な健康相談等は市町村において実施し、抗原回避等に関するより専門的な相談については保健所において実施する等、

⁵乳幼児期・学童期はアレルギー疾患の好発年齢であることから、学校・保育所等においては、保護者等と十分連携をとり、児童のアレルギー疾患の状況を把握して健康の維持・向上を図ることが望ましい。

都道府県においては体系的なアレルギー相談体制の構築について検討し実施することが望ましい。

○ 保健所等における取組み

保健所等においては、地域医師会や栄養士会等と連携し、個々の住民の相談対応のみならず、市町村への技術的支援や地域での学校や企業等におけるアレルギー対策の取組への助言等の支援が期待される。

3 研究開発等の推進

○ 研究推進体制の構築

国は、効果的かつ効率的な研究推進体制を構築するため、平成22年度までに研究成果を得られるよう重点的に研究を推進していく研究分野と長期目標を持って達成すべき研究分野を選定し、研究目標を明確化して適切に研究を実施していく。

○ 医薬品等の開発促進

医薬品等の開発促進等については、新しい医薬品の薬事法上の承認に当たっては、国は適切な外国のデータがあればそれらも活用しつつ、適切に対応する。また、優れた医薬品がより早く患者の元に届くよう治験環境の整備に努める。なお、小児に係る医薬品全般の臨床研究の推進を図る。

4 その他

○ 施策のフォローアップ

国は、地方公共団体が実施するものを含め、主要な施策の実施状況等を把握し、より戦略的にアレルギー対策を講じていくことが重要である。また、地方公共団体においても国の施策を踏まえ、連携を模索し、施策を効果的に実施するとともに、主要な施策について評価を行うことが望ましい。

○ 方向性等の見直し

国は、「アレルギー疾患対策の方向性等」について、適宜再検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更するものとする。